

～子供たちの夢をかなえる教師になる！～

東京教師養成塾通信

発行日 平成29年2月18日
<第10号>
発行元 東京都教職員研修センター
研修部教育開発課
電話 03-5802-0318

●第17回講座「これから教師になる皆さんへ」

平成29年1月14日（土）に第17回講座が行われました。前半は「子供の命を守るために」をテーマに、かずえキッズクリニック 川上一恵院長を講師にお招きし、講義が行われました。後半は「若き教師に期待する」をテーマに、東京都教職員研修センター 増淵達夫研修部長による講義が行われました。

○「子供の命を守るために～アレルギーのある子供への対応～」

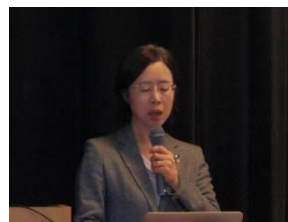
川上院長からは、学校保健安全法や学校給食法等の法令や食物アレルギーのメカニズム、アレルギー反応の症状等についてお話をいただきました。特別教育実習では給食指導に関わることがあり、塾生にとってアレルギーのある子供への対応方法について、深く考える機会になりました。

講義の後半では、事故の予防として、食物アレルギーのある子供の入学が決まったら、家庭での食事内容や除去の程度、緊急時の対応等を保護者と確認し、管理職や養護教諭等、みんなで情報共有をすることが大切であるとのお話がありました。また、給食だけでなく、食材を扱う場面でも特に留意することについて、事例を交えたお話があり、塾生は教師がきめ細かく配慮することが事故の予防につながることを改めて認識しました。

班別協議では、特別教育実習で経験していることを踏まえて、塾生から「学校行事の時には再確認するなど、定期的に情報を更新していくことも大切。」「授業で扱う教材の表示を確認することも事故の未然防止につながる。」との意見が出されるなど、活発な協議が行われました。

【塾生の感想より】

- ・教師は、子供の命を預かっており、重い責任があることを改めて学んだ。アレルギー反応への対応が必要な状況を知っておくことが大切だと感じた。周りの人との迅速な報告、連絡、相談を意識したい。
- ・アレルギー反応が起きた時に、どういう症状が出るのかを具体的に知る必要があると思った。日頃からリスクマネジメントを怠らないようにしたい。
- ・誤食事故を防ぐために、常にアンテナをはりめぐらせていなければならないことを学んだ。一人で対応しようとせず、役割を決めて、素早く対応しなければならないことを実感した。



—川上院長の
講義の様子—

○「若き教師に期待する～これから教師になる皆さんへ～」

増淵研修部長からは、教育基本法や学校教育法の関係条文等を踏まえて、東京都の教育に求められる教師像について話がありました。

「あなたが今まで接した教員の中で、東京都の教育に求められる教師像に最も近いと思われる教師を紹介してください。」との増淵研修部長の質問に、塾生からは「特別教育実習で指導をしていただいている先生は、責任感が強く、仕事や教育に対して志を感じます。」など、様々な教師像が挙げられ、これから自分はどういう教師になるのかをじっくり考える機会になりました。

また、問題行動への対応等、東京都の公立学校の現状について話があり、塾生は暴力行為やいじめ、不登校傾向にある子供への対応を考え、教師として一つ一つの課題に真摯に対応する大切さを学びました。

最後に、増淵研修部長から塾生に期待することとして、常に根拠を確認する姿勢をもって視野を広げること、あるべき教師の姿を探究し、具体的な職務行動に表してほしいとの言葉がありました。

班別協議では、1年間を振り返り「失敗を恐れずに、何事にも積極的に取り組む教師になりたい。」「先生方、保護者、子供たちに信頼されるように誠実に対応したい。」「自分を大切にできる子供を育てたい。」など、どのような教師になりたいか、塾生一人一人が抱負を述べました。

【塾生の感想より】

- ・講義で、改めて法令やその裏に隠されたメッセージを読み取ることの重要性を学んだ。これからは、一教師として心掛けること、初めて向き合うことが多くある。一つ一つ丁寧に、てきぱきと、一生懸命に取り組んでいきたい。
- ・もっと自分に「なぜ」と問いかけてほしいと思う。初志をしっかり自分の中に固めたい。今後の教師人生に、しっかり覚悟をもって臨みたい。



—班別協議の様子—

●特別教育実習～一日学級担任の紹介～

塾生は、教師養成指定校で、約40日間、校長先生をはじめとする多くの先生方から、教育者としての自覚や責任、各教科等における学習指導、児童・生徒への柔軟な対応等について指導を受け、学ぶことができました。

約1年間の特別教育実習のまとめの時期にあたる1月は、多くの塾生が一日学級担任をしました。塾生は、学級担任として一日を過ごすことにより、見通しをもって指導に臨むことや、学校や学級全体を把握した上で児童・生徒に対応することの大切さを学ぶことができました。

今回は、都立特別支援学校（知的障害）の高等部で実習を行った塾生に、一日学級担任を振り返り、今後の抱負を語ってもらいました。

(1) 生徒との関わりについて

学校教育の中では常に教師等による支援があり、生徒もその支援があることによって安心して生活をする事ができています。しかし、過度に支援をすることによって、生徒の自立のための機会をなくしてしまう場合があります、そのことに配慮する必要があることを学びました。

(2) 授業実践について

作業学習の授業で、道具を使用して作業を行うことが難しい生徒に粘土をちぎったり、たたいたりする作業を用意することで、作業に参加できるように工夫しました。この実践を通じて、生徒一人一人に合わせた授業や教材・教具をつくることの大切さを学びました。



—保健体育の授業の様子—

(3) 今後の抱負

特別教育実習を通じて、授業は自分一人で作るものではなく、周りの先生方や授業を受ける子供たちと共につくりあげていくものであることを学びました。今後も先生方や子供たちとのコミュニケーションを大切に、多くの人と信頼関係を築くことができる教師を目指します。

塾生（特別支援学校コース）の 1月26日 実習スケジュール

職員打合せ	
8:40～ 9:10	日常生活の指導 (朝の会)
9:15～ 12:05	作業学習 (陶芸班)
給食指導	
休み時間	
13:00～ 14:50	保健体育
14:55～ 15:20	日常生活の指導 (帰りの会)
放課後	部活動 (バスケットボール部の指導)
指導教員と打合せ	

【連載シリーズ コラム⑮】

◆ 教育公務員としての自覚と責任 ◆

東京教師養成塾教授 信方 壽幸

この1年間、塾生には、教育公務員としての自覚と責任のある態度を身に付けることを指導してきました。公務員は、職務を確実に遂行できる人を任用する必要があるため、地方公務員法で条件付任用期間が定められています。同じ公務員でも、一般の職員は、条件付任用期間は6か月（地方公務員法第22条）ですが、教育公務員の場合は、その職務の専門性から6か月間での能力の実証では不十分として、条件付任用期間は1年とされ（教育公務員特例法第12条）、その間に初任者研修を受けることになっています（同法第23条）。つまり、1年間、校内外の研修をしっかりと積み、良好な成績で職務を遂行したときに初めて正式採用となるのです。

東京教師養成塾の塾生は、成果報告書に理想とする教師像を書きました。しかし、それは求められる教師像のほんの一部にすぎないことを、塾生には指導しています。

以下の図は、東京都教員人材育成基本方針が示す「教員に求められる基本的な四つの力」です。

この図を見ても分かるように、教員には、子供の指導だけでなく、外部との連携・折衝力や学校運営力・組織貢献力も求められます。社会状況の変化に伴い、学校に求められる期待度も、その内容も大きく広がっています。学校の教育力を向上し、今日的な課題に対応していくためには、学校を支える一人一人の教員が、校長の学校経営計画に基づき、一丸となることが大切です。

4月から教壇に立つ塾生一人一人が教育公務員としての高い自覚をもち、自己研さんに励み、誰からも信頼される教師になることを期待しています。

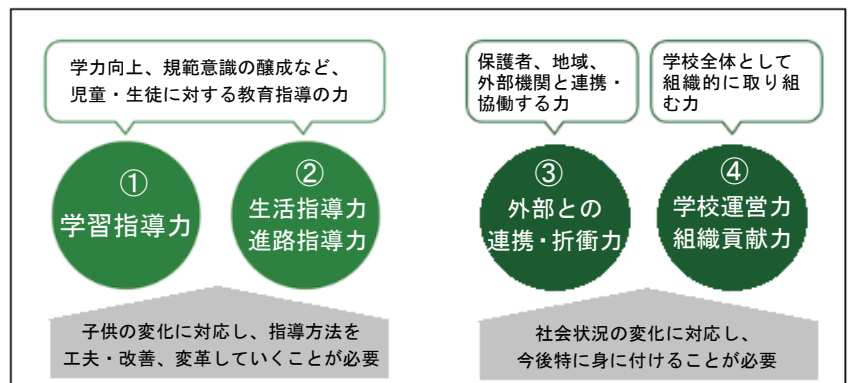


図 「教員に求められる基本的な四つの力」